

★★★「かいてき便り」を事業者内に周知し、みんなで情報を共有しましょう！！★★★

INDEX

○報酬算定・運営基準

- 「指定訪問系(訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション(各予防含む))事業所と同一の建物に居住する利用者に係る減算について」
- 「通所介護・通所リハビリテーション事業所における事業所規模の確認・変更について」
- 「居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算チェックシートの届出について」
- 「サービス提供体制強化加算の算定要件の確認について」

○お知らせ

- 「居宅系サービス及び介護予防サービス事業所(特定施設入居者生活介護を除く)、居宅介護支援事業所、介護療養型医療施設の事業所に係る変更届の届出事項及び添付書類一覧を整理、変更いたしました」
- 「平成26年度介護支援専門員更新・再研修の申込み受付開始について」

平成26年3月1日発行 第116号

報酬算定・運営基準

○ 指定訪問系(訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション(各予防含む))事業所と同一の建物に居住する利用者に係る減算について

指定訪問系(訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション)事業所における同一建物に居住する利用者に対する減算については、前年度の実績に基づき決定されます(平成12年老企第36号参照)。

つきましては、平成26年度も引き続き事業を実施する場合は、平成25年度の実績について、以下の要件への該当の有無を確認し、該当する場合のみ速やかに必要書類を御提出ください。

◎ 要件

前年度(平成25年4月から平成26年2月まで)の1月当たりの実利用者(指定訪問系事業所の所在する建物と同一の建物(※)に居住する者に限る。)の数(一体的に事業を実施している指定介護予防訪問系事業所における前年度の1月当たり実利用者の数を含む。)が30人以上

(※同一の建物)

養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅又は旧高齢者専用賃貸住宅に限る。

なお、計算様式及び届出様式については、以下のホームページに掲載してありますので御確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

【提出先およびお問い合わせ先】〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ13階

公益財団法人 東京都福祉保健財団事業者支援部事業者指定室 TEL03-5206-8752

○ 通所介護・通所リハビリテーション事業所における事業所規模の確認・変更について

指定通所介護・指定通所リハビリテーション事業所における事業所規模による区分については、前年度の実績に基づき決定されます(平成12年老企第36号参照)。

つきましては、平成26年度も引続き事業を実施する全ての事業所は、平成25年度(4月から2月まで)の1月あたりの平均利用延人員数を計算し、平成26年度に算定する通所介護費・通所リハビリテーション費の規模区分を必ず確認してください。

(計算方法及び様式については以下のホームページ参照。)

また、平成25年度(4月から2月まで)の実績が6月に満たない事業所または、平成26年4月1日に定員を25%以上変更する事業所は、事業所の利用定員の90%に予定される1月あたりの平均営業日数を乗じて得た数を平均利用延人員数として用いて確認してください。

計算の結果、現在の規模区分から変更になる場合のみ必要書類をご提出ください。必要書類は以下のホームページからダウンロードできます(※規模区分に変更がない場合は、提出は不要です。)
受付期間 平成26年3月1日から3月17日(月曜日)まで【必着】

◆「通所介護」及び「通所リハビリテーション(老人保健施設除く)」

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

【提出及びお問い合わせ先】〒162-0823 新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ13階

公益財団法人 東京都福祉保健財団事業者支援部事業者指定室 TEL03-5206-8752

◆通所リハビリテーション(老人保健施設みなし指定)

【東京都福祉保健局ホームページ】→分野別>高齢者>高齢者施設>介護老人保健施設

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/rouken/index.html>)

【提出先及びお問い合わせ先】〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎24階

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営係 TEL03-5320-4264

○ 居宅介護支援事業所における特定事業所集中減算チェックシートの届出について

居宅介護支援事業所においては、半年ごとに居宅介護計画に位置付けた訪問介護、通所介護及び福祉用具貸与の3つのサービスについて、紹介率が最も高い法人(紹介率最高法人)の名称等について記載した「特定事業所集中減算チェックシート」を作成することになっています。

平成25年度後期分(判定期間:平成25年9月1日~平成26年2月28日)の受付期間は、3月1日から3月17日までです。3つのサービスのうち、いずれかのサービスについて、紹介率最高法人の割合が90%を超えた場合は、「正当な理由」の有無にかかわらず、必ずチェックシートを東京都に郵送してください。

<郵送先> 〒163-8001(住所不要) 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課介護事業者係
 チェックシートの様式、基準の詳細及び「正当な理由」の判断基準は、以下のホームページをご覧ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】

→東京都介護サービス情報>業務管理体制に係る届出・老人福祉法の届出等>特定事業所集中減算

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/gyomutodoke/genzan.html)

【お問い合わせ先】介護保険課介護事業者係 TEL03-5320-4593

○ サービス提供体制強化加算の算定要件の確認について

平成25年度の実績(4月から2月まで)が6月以上の実績がある事業所で平成26年度当該加算を算定する事業所の職員の割合の算出においては、常勤換算方法により算出した平成25年度の平均を用います。

つきましては、平成25年度(4月から2月まで)の実績を確認してください。

平成25年度実績に基づく要件	平成25年度のサービス提供体制強化加算の取得状況	平成26年度のサービス提供体制強化加算の取得予定	届出必要の有無
○	○	○(継続)	不要
○	×	○(新規)	必要
×	○	×(取下げ)	必要
×	×	×	不要

要件を満たし、平成26年度より新たに加算を取得する場合は、サービス毎に定められた提出期限までに必要書類を御提出ください。

平成25年度算定している事業所で、要件を満たさなくなった場合は、平成26年度は当該加算の算定できませんので、速やかに取下げの書類を御提出ください。

また、平成25年度の実績が6月に満たない事業所については、届出日の属する月の前3月について常勤換算方法により算出した平均を用い、要件を満たし届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持し、要件を満たすことが必要です。

必要書類、提出期限等は以下のホームページを御確認ください。

◆ 居宅系サービス

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

【提出先及びお問い合わせ先】

公益財団法人 東京都福祉保健財団事業者支援部事業者指定室 TEL03-5206-8752

◆ 施設系サービス

【東京都福祉保健局ホームページ】→分野別>高齢者>高齢者施設>介護老人保健施設>介護老人保健施設変更届等様式

(<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/shisetu/rouken/henkou.html>)

【提出先及びお問い合わせ先】

東京都福祉保健局高齢社会対策部施設支援課施設運営係 TEL03-5320-4264

○ 居宅系サービス及び介護予防サービス事業所(特定施設入居者生活介護を除く)、居宅介護支援事業所、介護療養型医療施設の事業所に係る変更届の届出事項及び添付書類一覧を整理、変更いたしました

居宅系サービス及び介護予防サービス事業所(特定施設入居者生活介護を除く)、居宅介護支援事業所、介護療養型医療施設の事業所に係る変更届の届出事項及び添付書類一覧を整理、変更いたしました。今後は本取扱いに従い、処理いただきますようよろしくお願いいたします。

詳しくは以下のホームページに掲載してありますので、各サービスを御確認ください。

【東京都福祉保健局ホームページ】→東京都介護サービス情報

(http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html)

○ 平成26年度介護支援専門員更新・再研修の申込み受付開始について

平成26年度介護支援専門員更新研修第1期(5月から7月実施分)及び第2期(9月から11月実施分)、再研修第1期(4月から7月実施分)の申込み受付の開始についてお知らせします。

《更新研修》※募集対象：有効期間満了日が平成28年3月31日までの方

平成26年4月1日(火曜日)頃に、有効期間満了日が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの方を対象に、更新研修募集案内を登録住所宛に発送いたします。

また、本送付に先立ち、平成26年3月中旬(予定)から、公益財団法人東京都福祉保健財団 HP(下記参照)上に募集案内を掲載いたします。有効期間満了日が平成28年3月31日までの方で、未だ更新研修を受講されていない方は、財団 HP を御確認ください。

○募集案内 HP 掲載及び申込み受付開始 平成26年3月中旬(予定)

○募集案内発送 平成26年4月1日(火曜日)頃

対象：有効期間満了日が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの方

○申込み締切 (※簡易書留にて郵送申込及び当日消印有効)

第1期(5月から7月実施分) 平成26年4月9日(水曜日)

※募集案内発送から締切まで、期間が短くなっておりますのでお早めに HP をご覧ください。

第2期(9月から11月実施分) 平成26年5月9日(金曜日)

《再研修》

介護支援専門員証が失効、又は登録後証の交付をしないまま5年が経過した方で、今後新たに介護支援専門員証の交付を受けようとする方が対象です。平成26年3月中旬(予定)から、財団 HP 上に募集案内を掲載いたします。

○募集案内 HP 掲載及び申込み受付開始 平成26年3月中旬(予定)

○申込み締切 (※簡易書留にて郵送申込及び当日消印有効)

第1期(4月から7月実施分) 平成26年4月2日(水曜日)

※ 第2期(9月から11月実施分)の募集は7月頃を予定しております。

《研修についてのお問い合わせ先》

公益財団法人東京都福祉保健財団人材養成部介護人材養成室ケアマネ担当

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1番1号セントラルプラザ14階

電話 03-5206-8735 FAX 03-5206-8748

《公益財団法人東京都福祉保健財団 HP》 <http://www.fukushizaidan.jp/>